

注 意 事 項

1. 積算にあたっては、現地確認を行うこと。また、現地確認時に市施設敷地内に入る場合は、担当部署（市街地整備G TEL0595-84-5099）に日時等の了解を得てから行うこと。
2. 本工事において施工上及び設備上必要不可欠な事項は、設計書及び仕様書に記載なき場合でも本工事に含むものとする。
3. 設計書の数量については、参考とする。
4. 本工事に係る下記費用については、共通仮設費に含むものとする。
 - ・準備費（敷地整理（草刈り、新営の場合のみ）、その他の準備に要する費用、アスベスト調査費（図面・資料の確認、現場調査を含み、分析費を除く））
 - ・仮設建物費（監督員事務所、現場事務所・工事用仮設便所等（イメージアップ費用を除く、以下同じ））
 - ・工事施設費（場内通信設備等の工事用施設に要する費用）
 - ・環境安全費（安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生・補償復旧）
 - ・動力用水光熱費（工事用電気設備・給排水設備に要する費用、電気・水道料金等）
 - ・屋外整理清掃費（屋外・敷地周辺の後片付け及びこれらの発生材処分費）
 - ・機械器具費（測量機器及び雑機械器具に要する費用）
 - ・その他（コンクリート・鉄筋の試験費、諸官庁手続き費）

※監督員事務所については「特記仕様書 3. 工事概要」で必要と規定されている場合に限る。

特 記 仕 様 書

1. 適用

1. 本仕様書は、亀山市が発注する「亀山公園庭球場前便所新築工事」（以下「本工事」という。標準仕様書についても同様。）に適用する。

2. 通則

1. 本工事を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
2. 本工事の趣旨を理解し、工事を進めること。

3. 工事概要

1. 本工事の概要は次のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| 1) 工事場所 | : 三重県亀山市西丸町 地内 |
| 2) 工事概要 | : 亀山公園庭球場前に公衆便所を新築する工事
・建築工事
木造 平屋建 延床面積 66.41m ²
・電気設備工事 |

電灯幹線設備工事、電灯コンセント設備工事

・機械設備工事

屋外給排水工事、屋内給排水設備工事ほか

・その他工事

外構工事ほか

- | | |
|-----------|-------------|
| 3) 工事期間 | : 契約～令和6年1月 |
| 4) 監督員事務所 | : 不要 |
| 5) 仮設便所 | : 必要 |
| 6) 工事用水道 | : 利用できる（有償） |
| 7) 工事用電気 | : 利用できない。 |

4. その他

1. 仮設工事については、施設管理者と十分協議を行ったうえ庭球場・公園利用者等の安全に配慮した計画にすること。

標準仕様書

第1章 総則

1. 準拠図書等

1. 本工事の実施にあたっては、工事契約条項及び本仕様書によるほか、次に掲げる図書等の規定により行うこと。また、改修部分で監督員が適用することが不適切であると判断した場合は監督員の指示による。なお、基準類はすべて最新版が適用される。
 - 1) 公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
 - 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
 - 3) 公共建築設備工事標準図（電気設備・機械設備工事編）
 - 4) 公共建築木造工事標準仕様書
 - 5) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
 - 6) 三重県公共工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則、第13編 建築編
2. 受注者は、本工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお主な法令は、三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守による。
3. そのほか、亀山市会計規則、亀山市契約規則、亀山市建設工事執行規則、亀山市工事検査規定、工事検査要領（三重県）、中間検査要領（三重県）、営繕工事検査基準（三重県）による。

第2章 工事

1. 工程

1. 工程については、施設運営に支障なきよう努めること。
2. 工程の作成に先立ち、現場を十分に把握し、現況を調査すること。
3. 工程に変更が生じる場合には、受注者は公共建築工事標準仕様書等に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下の1)～

5) に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督員と協議すること。

- 1) 監督員が承諾した実施工工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

2. CORINS への登録

1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約後等から 15 日以内（休日等を除く）に、登録機関に登録申請すること。
2. 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示すること。

3. 施工計画書

1. 受注者は、総合施工計画書を工事着手前に、工種別施工計画書は各工種着手前に監督員に提出すること。
2. 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。

4. 施工体制台帳等

1. 工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
2. 適用除外でないにもかかわらず社会保険に未加入の業者は、下請けにしないこと。
3. 相指名業者（本工事の入札参加業者）を下請けにしないこと。
4. 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

5. 仮設工事

1. 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」を参考に、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」に適合する手すり据置方法又は手すり先行専用足場方式により行うこと。
2. 工事現場には、関係法令の規程に従い、必要に応じて以下の標識を掲示すること。ただし、
 - 1) について設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。
 - 1) 工事名、工期、発注者及び受注者を記載した標示板
 - 2) 建設業許可票（元請）

- 3) 施工体系図
 - 4) 再下請負通知すべき旨の掲示
 - 5) 労災保険関係成立票
 - 6) 建設業退職金共済（建退共）
 - 7) 建築基準法による確認があった旨の表示（建築確認申請をした場合に限る）
 - 8) 解体業（解体業の資格により解体を行う場合に限る）
 - 9) 登録電気工事業者届出済票（電気工事を行う場合に限る）
 - 10) 石綿関係の掲示（事前調査結果の掲示、石綿含有建材の除去をする場合に必要な掲示（関係者以外立入禁止、石綿作業場であることの掲示））
 - 11) 再生資源利用計画書（R5.1.1 施行）
3. 現場事務所・監督員事務所には、建築基準法施行令第38条に規定される基礎を設置すること。また工事現場内に設けない場合は、必要に応じて建築確認申請を提出すること。

6. 建設副産物

1. 引渡しを要するものについては、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成したうえで管理者へ引き渡すこと。
2. 引渡しを要しないものについては、全て場外に搬出し、廃棄物・リサイクル関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）に基づき適正に処理すること。
3. 本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。なお、この時期を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

7. 石綿対策

1. 「建築基準法」「建設リサイクル法」「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」「廃棄物処理法」を順守すること。
2. アスベスト調査（図面・資料の確認、現場調査）の結果、設計書に記載のない石綿の使用の可能性がある部材が見つかった場合は、分析調査・解体等の方法、費用又は工期について、監督員と協議すること。
3. 「建築基準法」に基づき、建築材料に石綿を添加しないこと。また吹付け石綿、吹付けロックウールで石綿の重量が0.1%を超えるものを使用しないこと。
4. 「建設リサイクル法」に基づき、届出書を提出する場合は、石綿について記載すること。
5. 「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」が改正されたため、以下の内容に注意すること。
 - 1) 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを工事前に設計図書などの文書と目視で調査し、調査結果の記録を市に提出・説明するとともに、3年間保存すること。また調査結果の写しを現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示すること。ただし法律で調査等が免除されている場合を除くものとする。
 - 2) 建築物の事前調査は、厚生労働大臣・環境大臣が定める講習を修了した者等が行うこと。（R5.10.1）

- 3) 床面積 80m² 以上の解体工事、請負金額 100 万円以上の改修工事（設備改修工事を含む）の場合は、工事開始前に事前調査結果等を電子システムで労働基準監督署と三重県環境室環境課へ報告し、その控えを市に提出すること。
 - 4) 吹付石綿（レベル 1）、石綿含有保温材等（レベル 2）の除去等の工事の計画は 14 日前までに労働基準監督署と三重県環境室環境課に届け出ること。
 - 5) 全ての石綿含有建材（レベル 1～3）の除去にあたっては、あらかじめ作業計画を定め、作業の実施状況を写真等で記録し、記録を市に提出するとともに、3 年間保存すること。また石綿作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、作業時の建材の湿潤、マスク・保護衣の着用、関係者以外の立入禁止の表示、石綿作業場であることの掲示を行うこと。
 - 6) 石綿含有成形品（レベル 3）（スレート、ボード（ケイ酸カルシウム板、石膏）、P タイル、長尺シート等）の除去は、切断・破碎等は行わず、釘等を撤去し、手作業で取り外す方法によること。接着剤で固定されているなど技術的に困難場合は、部材が湿潤な状態を保ちながら作業をすること。
 - 7) ケイ酸カルシウム板第 1 種をやむを得ず切断・破碎等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離（負圧は不要）すること。
6. 「廃棄物処理法」に基づき、適正に収集・運搬・処分すること。また以下の点に注意すること。
- 1) 運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散するおそれのないものであること。
- ※文章の最後に日付があるものは法律が未施行で、日付は施行される年月日であるが、法律が未施行であっても可能な限り実施すること。

8. 完成検査

1. 検査にあたっては、検査に必要な器具、機械を準備するとともに、迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

9. 現場管理

1. 工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。
2. 監督員の指示した事項、協議した結果、試験結果、隠ぺい部分の工事等、工事全般について書面による記録を整備すること。
3. 安全教育・安全訓練及び社内パトロールの実施状況について、実施状況を記録した資料を整備及び保管し、監督員の求めに応じて提示できるようにしておくこと。

10. 工事中の安全確保

1. 近隣住民、利用者及び施設関係者等の安全対策について十分配慮し、事前に関係者と協議を行ったうえで対策を講ずること。なお、工事期間中の施設関係者の出入り、一般利用者の利用方法は、工程決定後に別途協議を行うものとする。

11. 火災の予防

1. 塗料等の可燃物の現場での保管については、監督員と協議のうえ、関係法令に従い適切に行うこと。
2. 塗料等の可燃物の周囲に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、火災の予防措置を講ずると共に、周辺の整理に努めること。

1 2. 環境対策

1. 亀山市が取組む環境保護活動に協力し、資材購入及び工事にあたっては下記の事項を遵守すること。
 - 1) 電気及び水の節約、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努める。
 - 2) 環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努める。
 - 3) 資材については、環境にやさしい商品を選定する。
(三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品、エコマーク製品等)
(再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシャーラン)
 - 4) 緊急時（機械等からの油の流出等）の処置方法を施工計画書に記載する。
2. 重機械類については、低騒音・低振動・排出ガス対策型のものを積極的に使用すること。
3. 仕上げ材料については F☆☆☆☆☆を使用すること。ただし適合材がなく F☆☆☆又は F☆☆を使用する場合は監督員と協議すること。

1 3. 官公庁への手続き等

1. 工事の施工に必要な関係官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。
2. 上記手続きに必要な費用は、工事費に含むものとする。

1 4. 提出書類

1. 別紙の「亀山市建築工事提出書類」のうち、監督員が指示する書類を提出すること。
2. 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
3. 工事写真は「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）」（平成 30 年版）を参考に撮影すること。

1 5. 臨機の措置

1. 災害防止等のため必要があると認めるときは、休日等であっても臨機の措置をとること。
2. 天災等により、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、監督員は受注者に対して臨機の措置をとることを請求できるものとする。